



PENSION NEWS



(平成21年8月31日)

年金信託部

【厚生年金基金】 代行保険料率算定届出書、 財政再計算報告書の提出期限

標記提出期限について信託協会を通じ厚生労働省へ確認したところ、以下の回答を得ております。

今般の厚生年金の財政の現況及び見通しの作成・公表に伴う代行保険料率算定届出書の厚生労働大臣宛て提出期限を平成 22 年 1 月末(1)とする。 【対象:全基金】

(1) 本来の提出期限は、免除保険料率を決定する月の4か月前の月の末日(平成 21年12月末)

平成 21 年 3 月末日を基準日とする<u>財政再計算報告書</u>の厚生労働大臣宛て提出期限を 平成 22 年 2 月末⁽²⁾とする。 【対象:財政再計算に該当する基金】

(2) 本来の提出期限は、基準日の翌日から起算して8か月(平成21年11月末)

の期限延長に伴い、平成 21 年 3 月末日を基準日として財政再計算を実施する厚生年金基金においては、財政再計算に係る代議員会での承認や財政再計算に伴う規約変更等を、平成 22 年 2 月に開催する予算代議員会で行うことも可能となります。

なお、 の期限延長措置は、近日中に発出される代行保険料率の算定に係る通知にて規定される予定とのことです。

(以上)